

第四次川越市総合計画後期基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

川越市 政策企画課

2019年4月

1 業務目的

2016年度を初年度とする第四次川越市総合計画前期基本計画の期間満了を2020年度に控え、2021年度を初年度とする第四次川越市総合計画後期基本計画の策定に向けて、社会情勢や本市の抱える課題の整理、現行計画の検証、市民意識の把握など、数多くのデータ収集や多様かつ高度な分析等が必要であることから、策定支援業務を知識、技術、経験を有する事業者へ委託するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第四次川越市総合計画後期基本計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「第四次川越市総合計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書」参照

(3) 履行期間

契約の日から2020年3月30日(月)まで

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については各仕様書に定めます。また、その他必要な場合においては別途定めます。

(4) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は、7,000,000円(消費税及び地方消費税含む)とします。

(業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には改正後の税率となるため、税率を10%として算出すること。)

3 担当部署

川越市 総合政策部 政策企画課 政策調整担当

(担当 水村、山岸)

所在地：〒350-8601 埼玉県川越市元町 1-3-1

電話：049-224-5503(直通)

メールアドレス：seisakukikaku@city.kawagoe.saitama.jp

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく平成31・32年度川越市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立がなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 2014 年度から 2018 年度までの間に地方公共団体の総合計画策定支援業務を元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	2019 年 4 月 10 日（水） ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布は政策企画課にて同日より開始します（土日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）。
参加申し込み	2019 年 4 月 10 日（水）～2019 年 4 月 16 日（火）午後 4 時まで ※メール送信後、政策企画課に送信確認の電話をしてください。 ※参加申し込み者には企画提案書作成にあたり参考にしていただきたい書類を参加申し込みの確認が完了次第、電子メールで送付致します。 ※参加資格の確認を行い、2019 年 4 月 17 日（水）までに確認の結果を電子メールで通知します。
質問の受付	2019 年 4 月 10 日（水）～2019 年 4 月 15 日（月）正午まで ※メール送信後政策企画課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、2019 年 4 月 16 日（火）までにホームページにて公開します。

企画提案書等の提出	2019年4月17日(水)～2019年4月26日(金)までの土日を除く午前9時から午後4時まで(郵送の場合は必着)。
ヒアリング審査 (書類審査)	2019年5月9日(木)にヒアリング審査を予定しています。ヒアリング審査の時間等の詳細案内は2019年5月7日(火)までに電子メールにて、企画提案書等の提出を行った参加事業者に連絡いたします。 なお、企画提案書の提出者が5者を超える場合は、書類審査を行い、2019年5月7日(火)までに結果を電子メールにて通知いたします。
結果通知	2019年5月13日(月)までに電子メールにて通知する予定です。
契約締結	2019年5月下旬までに契約締結を予定しています。

6 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「公募型プロポーザル参加申込書(様式1)(以下、様式1)」、「業務経歴書(様式5)(以下、様式5)」を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

2019年4月10日(水)～2019年4月16日(火)午後4時まで

(2) 提出方法

「様式1」及び「様式5」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「政策企画課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル参加申込(事業者名)」としてください。メール送信後、「政策企画課」に送信確認の電話をしてください。

(3) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、2019年4月17日(水)までに参加資格の確認結果について、参加申込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。

参加資格を有する事業者(以下、参加事業者)には、企画提案書等の提出をお願いします。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式2）（以下、様式2）」を提出してください。

(1) 受付期間

2019年4月10日（水）～2019年4月15日（月）正午まで

(2) 提出方法

「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「政策企画課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。メール送信後、「政策企画課」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 回答

質問の回答は、2019年4月16日（火）までに、ホームページにて公開します。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出期間

2019年4月17日（水）～2019年4月26日（金）までの土を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるA4判の規格によることとし、①及び⑧については左綴じで3部作成し、②～⑦の書類については左綴じで10部作成してください。なお、②～⑦の書類（⑦については、うち7部）については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。

	提出書類	部数	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	3部	指定様式による（様式3） ※代表者印を押印してください。
②	企画提案書	10部	・指定様式による（様式4） ・ページ数はA4判10ページまでとしてください。
③	業務経歴書	10部	指定様式による（様式5）

④	実施体制調書	10部	指定様式による（様式6）
⑤	配置予定者調書	10部	指定様式による（様式7）
⑥	業務工程表	10部	指定様式による（様式8）
⑦	見積書	10部	指定様式による（様式9） ※10部作成するうちの3部については、事業者の所在地、名称、代表者印を押印してください。
⑧	誓約書	3部	指定様式による（様式10）

9 選考方法

選考は、ヒアリング審査によって行います。なお、企画提案書の提出者が5者を超えた場合については、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位5者をヒアリング審査の対象とします。書類審査を行った場合、2019年5月7日（火）までに審査結果を電子メールで通知します。

ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行っていただきます。その際、プレゼンテーションの出席者は5名以内とします。プレゼンテーションの時間は30分以内で、その後質疑応答（10分程度）を行う予定です。

ヒアリング審査の実施は、2019年5月9日（木）を予定しておりますが、時間等詳細は2019年5月7日（火）までに企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メールで通知します。

(1) 評価

評価は、別紙「評価基準表」により行います。ヒアリング審査による評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。最高得点に同数があった場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とします。

(2) 選考結果

選考結果は、2019年5月13日（月）までにヒアリング審査に参加した参加事業者に電子メールで通知します。

(3) その他

ヒアリング審査にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「政策企画課」に事前に連絡の上相談するものとし、必要機器については各参加事業者にて用意してください。

また、ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないでください。

なお、審査委員会での選考は非公開とします。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10 結果の公表

選考結果については、川越市ホームページで公表する予定です。

11 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとし、

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格します。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとし、

- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式 8）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとしします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 15 号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式 11）を提出するものとしします。